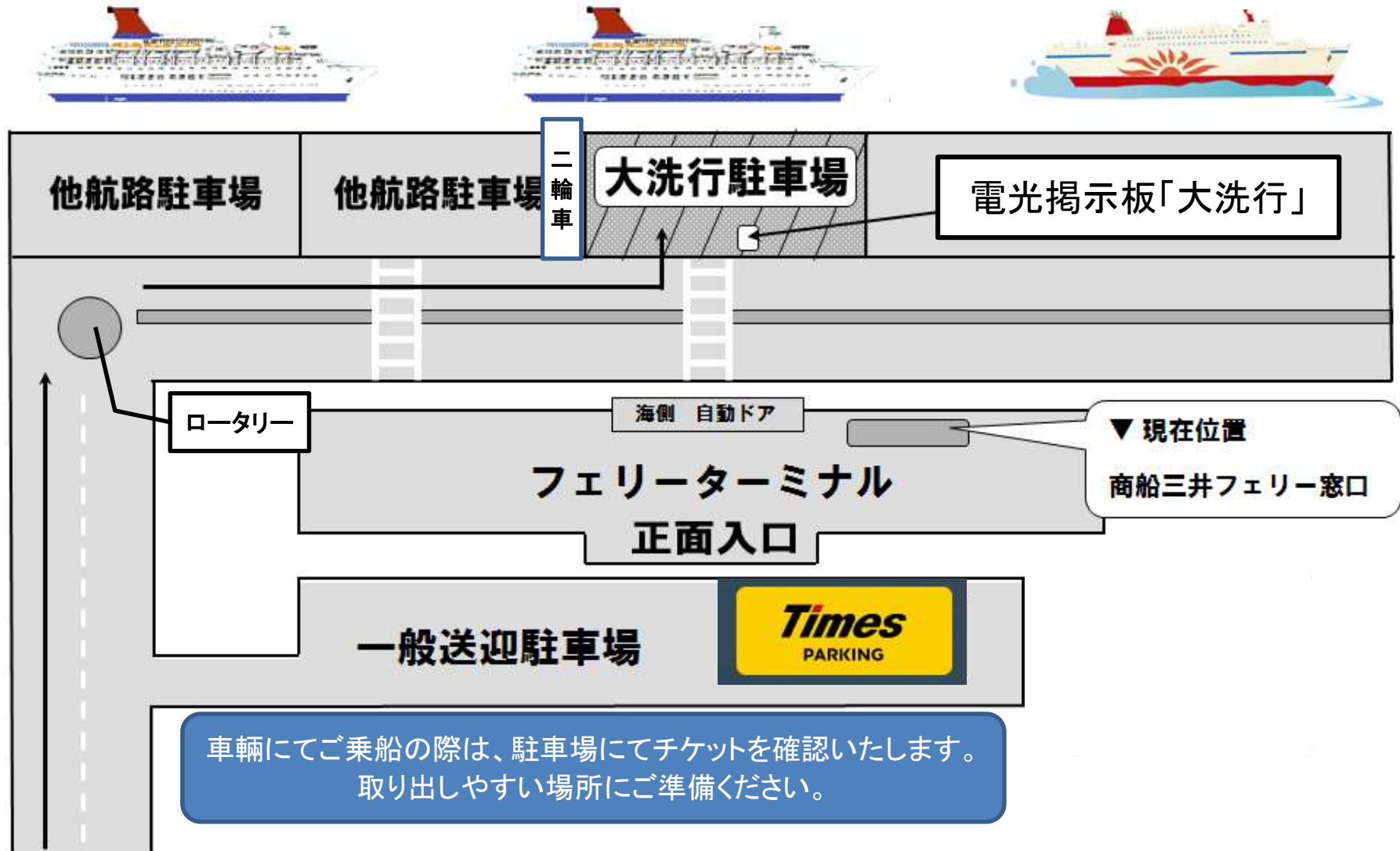


# 乗船車両駐車場ののご案内

# 苫小牧港 ⇒ 大洗港



# ご乗船のお客様へ

乗船券 (ルームカード)



この度は商船三井フェリー「さんふらわあふらの／さっぽろ」をご利用くださいまして、誠にありがとうございます。

大変恐れ入りますが、本船では客室までのご案内を致しておりません。

乗船券 (ルームカード) にて、ご利用客室階とお部屋番号を確認されましてからご利用の客室へお入りください。

- ・乗用車／オートバイ／自転車でご乗船のお客様は、エレベーターまたは階段にてご利用客室階へお進みください。
- ・乗下船口から徒歩でご乗船のお客様は、エスカレーターにて5階へお進みください。5階からご利用客室階へはエレベーターまたは階段をご利用ください。
- ・前方のエレベーターは6階止まりとなります。7階のスイート、プレミアムへは階段または後方のエレベーターをご利用ください。
- ・乗船券は個室のルームキーとなります。紛失には十分ご注意ください。





## 乗船上のご注意(乗船条件)

お客様各位

当社フェリーをご利用頂きありがとうございます。  
当社フェリーは、ご乗船頂いているお客様皆様に快適な船旅を楽しんで頂く為に、以下を乗船条件としております。従いまして、乗船条件をご承諾頂けないお客様は乗船をお断りさせて頂くこととなりますので、ご留意の程お願い致します。

2019年5月  
商船三井フェリー株式会社

### 1 船内での禁止行為について

船内では、以下の行為を禁止します。

- ① みだりに大声や奇声を発する行為。
- ② 人数以上の席を支配する行為。
- ③ 他のお客様又は当社従業員に対して絡む、大声で怒鳴る、威嚇する等の行為。
- ④ 乗船後又は下船前に、氷や水等の本船食糧又はタオルや手ぬぐい等の本船 備消耗品の提供を求める行為。
- ⑤ 指定された喫煙場所以外での喫煙行為。  
他のお客様の受動喫煙の問題や火災予防の観点から乗船条件とするものです。客室内で喫煙された場合には、次のお客様に快適に客室をご利用頂くために、清掃・消臭作業のみならずタバコ臭が完全に消えるまで当該客室を閉鎖する措置をとりますので、違約罰として金2万円をご請求させて頂きます。
- ⑥ 客室内において、室外に聞こえるような大きな音量でテレビを視聴する、音楽を聴く等の行為。
- ⑦ 客室の入口ドアを開けたままにして室外に聞こえるように騒ぐ、会話・放歌する等の行為。
- ⑧ 船内施設を殴る・蹴る若しくは物で叩く、又は落書き等の汚損をする等の行為。
- ⑨ 船内施設で故意に悪臭・異臭を放ち、他のお客様に不快感を与える行為。
- ⑩ 船内で火気を使い又は電気・ガス等の調理器具を用いて飲食する行為。
- ⑪ 約款で「旅客の禁止行為等」として扱われているすべての行為。
- ⑫ その他前各号に類する他のお客様に不快感を与え、若しくは迷惑をかける行為、又は当社従業員の通常業務に支障を来すおそれのある行為。  
当社従業員に対するパワハラ行為及びセクハラ行為も、当社従業員の通常業務に支障を来すおそれのある行為に該当します。

### 2 船内での飲食について (さんふらわあさっぽろ/ふらの)

レストラン及び船内での飲食については以下の通りとします。

- ① レストランの営業時間は船内放送でお知らせします。営業時間外の対応は行いません。
- ② 飲食はすべて規定された金額で有料となっております。
- ③ メニューにない食事のオーダーはお受けしません。
- ④ レストラン外(客室も含む)への配膳オーダーは、介助等の支援が必要であると当社従業員が判断した場合を除いて、お受けしません。

- ⑤ その他、船内アナウンスによる注意事項、及び客室備え付けの利用に関する冊子に記載されている注意事項を守って頂きますので、これを外れる行為は禁止となります。

### 3 船内ショップ販売について (さんふらわあさっぽろ/ふらの)

- ① 船内ショップ販売は売場でのみ行っております。客室へのお届けなどのサービスは行いません。
- ② 売場で販売している以外の商品の販売は行いません。
- ③ 物品販売の際には現金又はE d y [電子マネー]のみ取り扱い、掛売りはしません。
- ④ 営業時間は船内放送でお知らせします。営業時間外の販売は行いません。

### 4 麻雀について

船内でのマージャン及び賭博行為は禁止させて頂きます。

### 5 自動車の乗下船作業等について

- ① 自動車の船内駐車位置は、当社従業員の指示に従うものとします。
- ② 自動車の乗下船作業は、お客様ご自身で行って頂きます。
- ③ 客室への荷物の搬入作業及び客室からの搬出作業は、介助等の支援が必要であると当社従業員が判断した場合を除いて、お客様ご自身で行って頂きます。
- ④ その他前各号に類する作業に関しては、当社従業員の指示に従うものとします。

### 6 当社従業員の指示

- ① 船内においては当社従業員の指示に従って頂きます。
- ② 次の場合に限らず、お客様が乗船条件に違反していると合理的な疑いが認められる場合には、当社従業員は事実確認のため、客室内に立ち入り物品の確認をしたり、お客様に所持品の提示を求めたり、口頭・書面・電話・電子メール等でお客様に質問をする、等の必要な調査を致します。  
1): 乗船中に客室の外にタバコ等の臭気が漏れている際に、客室内に立ち入って臭気等の確認をさせて頂く。  
2): 乗船中に他のお客様より乗船条件違反の目撃情報が提供された際に、事実を確認させて頂く。  
3): 下船後、客室内に吸い殻が残存している或いは臭気が残っている際には電話等にて後刻事実を確認させて頂く。
- ③ お客様が乗船中に乗船条件に違反したり、当社従業員の指示に従わなかったり、当社従業員の調査に協力頂けなかった場合には、以後当社フェリーのご利用をお断りさせて頂くこととなりますのでご留意の程お願い致します。

以上